処方箋の表記

一般名処方について

2024 年5月31日

当院では、厚生労働省が推進している後発品医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について、積極的に取り組んでおり、「後発品体制加算1」の届け出をおこなっております。

現在一部の医薬品について、供給が厳しい状況が続いています。医薬品の供給が不安定な状況を考慮し、後発医薬品の使用推進をおこないながら、医薬品の安定供給をおこなうため、一般名処方をおこなう場合があります。

一般名処方とは

医薬品の商品名ではなく、「有効成分」で記載し処方することです。一般名処方で記載された処方箋は有効成分が同一である、先発医薬品でも後発医薬品でも、患者さんが薬局で相談して選ぶことができます。また、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、選択の幅が広がるため、必要な医薬品が供給しやすくなります。ジェネリック医薬品を選択していただいた場合は、個人の負担軽減と、国の医療費全体の効率化へつながります。

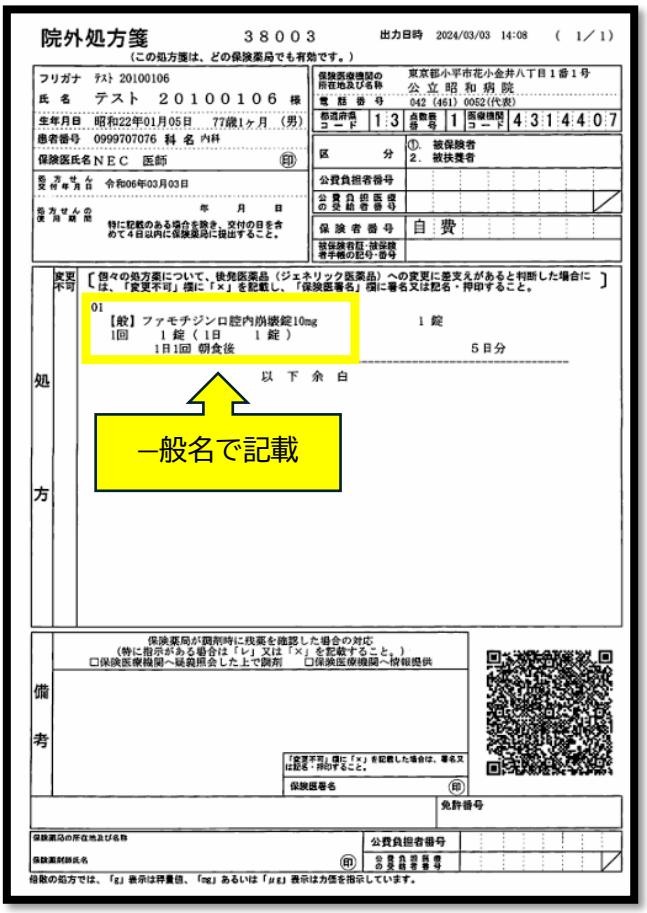

ご不明な点がございましたら、受付までお声かけください。　　公立昭和病院